

保育料等の多子軽減に関する届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 _____

保護者氏名 _____

連 絡 先 _____

わたしの世帯には、幼稚園等^{※1}を利用している（又は利用することが決まっている）きょうだい又は生計が同一である別居のきょうだいがいるため、保育料等の多子軽減に関する届出をします。

なお、本届出書及び添付書類の記載内容等について、千葉市が必要と認める場合に、関係機関に照会することについて、あらかじめ同意します。また、退園や入園を取り消した場合等、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに届出をします。虚偽申請や届出遅滞により、支払うべき差額が発生した場合は、速やかに納入します。

【申請者記入欄】（別居のきょうだいも含め、家庭内の児童全員をご記入ください）

区分	児童氏名	生年月日	同居の有無	添付書類 (□に✓してください)
第1子	(フリガナ)	年 月 日生	同居・別居	☐ 在籍証明書 ☐ 申立書（様式第3号） ☐ その他（児童手当等で届出済）
第2子	(フリガナ)	年 月 日生	同居・別居	☐ 在籍証明書 ☐ 申立書（様式第3号） ☐ その他（児童手当等で届出済）
第3子	(フリガナ)	年 月 日生	同居・別居	☐ 在籍証明書 ☐ 申立書（様式第3号） ☐ その他（児童手当等で届出済）
第4子	(フリガナ)	年 月 日生	同居・別居	☐ 在籍証明書 ☐ 申立書（様式第3号） ☐ その他（児童手当等で届出済）
第5子	(フリガナ)	年 月 日生	同居・別居	☐ 在籍証明書 ☐ 申立書（様式第3号） ☐ その他（児童手当等で届出済）

【注意事項】

- ※1 幼稚園（千葉市が保育料を決定する施設給付型幼稚園を除く）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は企業主導型保育事業
- ※2 上記児童のうち、幼稚園等を利用しているきょうだいについては、在籍証明書（千葉市又は当該施設の様式）をあわせて提出してください。（※認可保育所（園）、施設給付型幼稚園、認定こども園、地域型保育事業については、在籍証明書の提出は不要です。）
- ※3 きょうだいの在籍証明書については、毎年4月1日以降に在籍していることがわかるものを提出してください。（毎年度提出が必要です。）

（裏面あり）

(裏面)

- ※4 きょうだいが幼稚園等を実際に利用開始する前に本届出書を提出する場合は、施設利用の開始が決まっていることがわかる資料（内定通知や入園料の領収書等（コピー可））を添付して区こども家庭課に提出してください。
- ※5 上記児童のうち、就学等で別居している生計が同一のきょうだいがいる場合は、申立書（様式第3号）をあわせて提出してください。（毎年度提出が必要です。）
児童手当等の申請において、別居のきょうだいに係る届出を本市に提出されている場合は、申立書（様式第3号）の提出は不要です。
- ※6 届出内容に変更が生じた場合は、速やかに区こども家庭課まで連絡してください。

【提出先】

千葉市内の施設を利用されている場合：利用施設のある区のこども家庭課

千葉市外の施設を利用されている場合：お住まいの区のこども家庭課